1　職種・採用予定人数・受験資格

<table>
<tr><th>募集職種</th><th>予定人数</th><th>資格・学歴など</th><th colspan="2">年　齢</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事務職
【一般】</td><td rowspan="6">10名程度</td><td rowspan="2">学校教育法による大学、短期大学もしくは高等学校を卒業した者又は令和９年３月までに卒業見込みの者</td><td>大学卒</td><td>平成８年４月２日以降に生まれた者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">短大卒</td><td rowspan="2">平成１０年４月２日以降に生まれた者</td></tr>
<tr><td>事務職
【障害者】</td><td>事務職【一般】に加え、次の要件を満たす者
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかの手帳の交付を受けている者
・自宅及びテストセンターにおいてパソコン等の電子機器よる出題に対応できる者</td><td>高校卒</td><td>平成１２年４月２日以降に生まれた者</td></tr>
<tr><td>事務職
【民間企業等職務経験者】※</td><td>学校教育法による高等学校以上を卒業した者で、民間企業等において以下の職務経験が平成３０年４月１日から令和８年１０月３１日までの期間において、３年以上ある者
【総務、人事管理、経理、広報・宣伝、経営企画、商品企業開発業務、訴訟等法律関係業務、金融関係業務、ＩＴ関連業務　など】</td><td colspan="2">平成３年４月２日から
平成８年４月１日までに生まれた者</td></tr>
<tr><td>事務職
【社会福祉士】</td><td>事務職【一般】に加え、次の要件を満たす者
・社会福祉士の資格を保有（予定）する者</td><td colspan="2">平成３年４月２日以降に生まれた者</td></tr>
<tr><td>事務職
【史学を専門とする学芸職員】</td><td>事務職【一般】に加え、次の要件を満たす者
・大学、大学院において考古学又は歴史学に関する専門課程を履修又は卒業（修了）した者
・学芸員の資格を有する者
（令和９年３月取得見込みを含む）</td><td colspan="2">昭和６１年４月２日以降に生まれた者</td></tr>
<tr><td>保健師職</td><td>２名程度</td><td>事務職【一般】に加え、次の要件を満たす者
・保健師の資格を保有（予定）する者</td><td colspan="2">平成３年４月２日以降に生まれた者</td></tr>
<tr><td>技術職
【土木】※</td><td>２名程度</td><td>事務職【一般】に加え、次の要件を満たす者
・土木の専門課程を修了(見込みを含む)した者または下記の資格を保有(予定)する者</td><td colspan="2" rowspan="2">昭和６１年４月２日以降に生まれた者</td></tr>
<tr><td>技術職
【建築】※</td><td>２名程度</td><td>事務職【一般】に加え、次の要件を満たす者
・建築の専門課程を修了(見込みを含む)した者または下記の資格を保有(予定)する者</td></tr>
<tr><td>技術職
【建築基準適合判定資格者】</td><td>２名程度</td><td>事務職【一般】に加え、次の要件を満たす者
・一級又は二級の建築基準適合判定資格者の資格を保有（予定）する者</td><td colspan="2">昭和５１年４月２日以降に生まれた者</td></tr>
<tr><td>保育士職</td><td>２名程度</td><td>事務職【一般】に加え、次の要件を満たす者
・保育士の資格を保有(予定)する者</td><td colspan="2">昭和６１年４月２日以降に生まれた者</td></tr>
</table>

［その他注意事項］

※高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等扱いとします。

※専門士の称号を有する者は、短期大学卒と同等扱いとします。（ただし、専門士の称号を有しない者は、高等学校卒業と同等扱いとします。）

※民間企業等における職務経験についての留意事項は以下のとおりです。

・「民間企業等」とは民間企業・各種法人・団体・官公庁・自営業をいいます。

・「職務経験」とは常勤（一週間の労働時間が３５時間以上）で、同一の民間企業等に１年以上継続して就業していた期間をいいます。

・職務経験が複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の民間企業等で従事した場合は、いずれか一方のみの経験に限ります。

・連続して１か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、勤務した期間から除きます。
・電子申請申込時に職務経歴書のアップロードが必要になります。職務経歴書の様式は、桶川市ホームページ「桶川市職員採用試験のお知らせ**(令和８年度第３回)**」のページからダウンロードできます。
・最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。（必要な職務経験の期間を満たしていることが確認できない場合は採用されません。）
※技術職の資格は、【土木】一級もしくは二級土木施工管理技士、【建築】一級もしくは二級建築士、木造建築士、一級もしくは二級建築施工管理技士のいずれかの資格を有する者が対象となります。
※受験資格の有無などご不明な点がありましたら、ご相談ください。
※次のいずれかに該当する者は受験できません。
・日本国籍を有しない者（保育士職を除く。）
・地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する者。
・令和８年度第１回桶川市職員採用試験の第３次試験以降で不合格の者及び同年度第２回桶川市職員採用試験の第２次試験以降で不合格の者。

２　試験の日時・会場・合格発表

試験区分	日　時	試験会場	合格発表
第１次試験			12 月中旬頃 合格者にはメールで通知します。 また、市のホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第２次試験	**令和９年１月６日（水）から １月１９日（火）**	テストセンター （リアル会場・オンライン会場）	１月下旬頃 合格者にはメールで通知します。 また、市のホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第３次試験	**１月下旬頃（予定）**	桶川市役所 （桶川市泉 1-3-28）	第２次試験合格者に通知します。
第４次試験	**２月上旬～中旬頃（予定）**	桶川市役所 （桶川市泉 1-3-28）	第３次試験合格者に通知します。

※　電話による合否の問い合わせには応じません。

３　試験の方法及び内容

試験	試験科目	試験時間	試験内容	対象職種
第１次	書類選考			全職種
第２次	基礎能力 (SPI３)	３５分	どのような仕事でも共通して求められる汎用的な知的能力について検査を行います。 言語：言葉の意味を理解し、文章や話の要旨をとらえる力 非言語：数的情報をもとに解を導く力や、論理的思考力 ※テストセンター又はご自宅で、期間中にご都合の良い日時を選択して受験していただきます。	
	性格適性	３０分	公務員として職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。 ※ご自身のパソコン・スマートフォン等で受験していただきます。	
第３次	面接試験	人物について、集団面接を行います。※職種により個人面接となる場合有		
第４次	面接試験	人物について、個別面接を行います。		

4　申込手続及び受付期間

方法	**電子申請・届出サービス（インターネットによる申込）**
期間	**令和８年１１月２０日（金）　～　令和８年１２月７日（月）正午まで**
申込方法・手順	①桶川市ホームページにアクセスし、「桶川市職員採用試験のお知らせ(令和８年度第３回）」のページから受験申込の画面に進みます。 ②「桶川市職員採用試験申込(令和８年度第３回）」を選択します。 **※高等学校卒業見込みの方は、【高等学校卒業予定者用】の様式になりますのでご注意ください。** **※事務職【民間企業等職務経験者】にお申込みの場合は、申込時に職務経歴書（上記の採用お知らせページからダウンロードできます。）の添付が必要となります。あらかじめ書類を作成のうえ、申込画面へお進みください。** ③「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択します。 ④手続き内容を確認し、問題がなければ「同意する」を選択します。 ⑤連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」を選択します。 ⑥入力したメールアドレス宛に【連絡先アドレス確認メール】が届きますので、メール中のＵＲＬから申込画面へアクセスします。なお、同メール中のＵＲＬから申込画面に進めるのは、メールを送信してから２４時間以内となります。この時間を過ぎた場合は、再度②の手続きから進めてください。 ⑦表示された各項目に必要事項を入力し、「確認へ進む」を選択します。なお、パソコンの場合、入力したデータを一時保存し、その保存データを読み込むことができます。
申込方法・手順	⑧申込確認画面が表示されますので、「ＰＤＦプレビュー」を選択し、入力した内容や写真を確認します。誤りや記入漏れがなければ「申込む」を選択します。 ⑨申し込みが完了すると、入力したメールアドレスに【申込完了通知メール】が届きます。メールには「整理番号」と「パスワード」が記載されていますので、紛失しないように管理してください。 ⑩申し込みが到達すると、職員課で受験資格・要件を満たしているかなどの確認を行います。不備がある場合、メールまたは電話で連絡します。確認が終了すると、【申込受理メール】が届きます。
注意事項等	①電子申請による申し込みを行うには、パソコン・スマートフォン・タブレット端末等の機器とインターネット接続環境、メールアドレス、受験票等を印刷する環境が必要です。**※インターネット環境がないなど電子申請が困難な場合は、令和８年１１月３０日（月）までに職員課まで連絡してください。** ②顔写真については、６か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きの画像ファイルをアップロードしてください。仕様は、JPEG 形式（拡張子：jpg 又は jpeg）、データファイル名は受験者本人の氏名としてください。（例：桶川太郎.jpg）なお、画像の縦横比を「４：３」に設定すると、申込書をＰＤＦ出力した際に、体裁よくレイアウトされます。 ③申込内容に不備がある場合及び**複数の試験区分・職種の申し込みは、**受理できませんのでご注意ください。 ④受付期間最終日については、締め切り時間（１２時００分）までに申し込みを完了している必要があります。**最終日はアクセスが集中し繋がりにくくなることも想定されますので、時間に余裕をもって申し込みをしてください。** ⑤システムのメンテナンス等で利用ができない場合があります。 ⑥通信・機器障害などのトラブルについては、一切責任を負いません。 ⑦障害のある人で、受験に際して要望（車いすの使用や手話通訳の必要など）のある人は、申込時に備考欄に入力してください。 ⑧申込締め切り後、電子申請・届出サービスに受験票をアップロードします。入力したメールアドレスにアップロードした旨をお知らせしますので、受験票をＡ４判の普通紙で印刷してください。**印刷した受験票は第１次試験の際に持参してください。**１２月１１日（金）までに受験票アップロードのお知らせが届かない場合は、申し出ください。
提出書類	**第３次試験（面接）時**に提出する書類 ①障害者手帳の写し（事務職【障害者】のみ） ②資格証・免許証の写し又は、資格取得見込証明書※ ※事務職【社会福祉士】、事務職【史学を専門とする学芸職員】、保健師職、技術職【土木】【建築】、技術職【建築基準適合判定資格者】、保育士職 ③最終学歴の卒業証明書又は卒業見込証明書の原本（コピー不可）【全職種】 **（注１）専門士以外の専門学校の卒業証明書（見込含む）は必要ありません。高等学校、専門士の称号を有する者、短期大学又は大学の証明書をご用意ください。また、大学院卒業（見込み）の方は、大学の卒業証明書をご用意ください。**

5　合格から採用まで

・最終合格者は採用候補者名簿に登載となり、**令和９年４月１日付けの採用**となります。

※次の事項に該当する場合には、合格又は採用を取り消します。

1.提出した書類に虚偽があった場合（最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書が必要になります。）

2.令和９年３月までに学校を卒業できなかった場合又は各募集職種において、資格が取れなかった場合

3.その他、任命権者が採用に不適当と認めた場合

6　採用試験に関する結果の開示

桶川市職員採用試験結果開示に関する要綱に基づき、次のとおり採用試験結果の開示を行います。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	請求場所
各試験の不合格者 （本人に限る）	本人の得点、本人の順位、合格最低点	発表日から１年間	職員課

※　受験票又は顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）を持参してください。

7　勤務条件

1.勤務時間：原則として、月曜日～金曜日の午前８時30分から午後５時15分までです。

2.休　日　等：原則として、土曜日、日曜日及び祝日、12月29日から翌１月３日です。（部署により変則勤務あり）

3.休　　暇：年間20日の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚・忌引き・出産等の場合に与えられる特別休暇等があります。その他、育児休業等の制度もあります。

4.給　　与：令和８年４月１日現在

（１）新卒の初任給について

区　分	初任給	その他
大学卒	256,608円	支給要件に該当する人には、左記初任給額のほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
短大卒（２年）	243,648円	
高校卒	230,148円	

（２）技術職【建築基準適合判定資格者】について

年齢	**月収 （年収）**	**その他**
３５歳 ※大卒　勤務経験　１３年	**約３６万円 （約６２０万円）**	**年収には、期末・勤勉手当を含みます。また、支給要件に該当する人には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。**
４５歳 ※大卒　勤務経験　２３年	**約４０万円 （約６８０万円）**	

※上記は一例で、初任給は採用前の経歴に応じて決定されます。

（３）その他

・（１）及び（２）の金額には、地域手当を含みます。

・昇給は、原則として毎年１回行われます。

・卒業後に一定の経歴があった場合、市規則に定める基準により金額が加算されます。

・採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。



◆採用試験のお問合せ◆**職員課**

〒363-8501 埼玉県桶川市泉一丁目３番２８号

℡：048－788－4911（直通）

E-mail：shokuin@city.okegawa.lg.jp

